

設計業務委託仕様書

大刀洗勤労者体育センター
空調機設置工事実施設計業務

令和8年6月
大 刀 洗 町

I 業務概要

1 業務の目的

本業務は、大刀洗勤労者体育センターに空調設備を新たに設置するための設計を行うものである。

2 業務内容

- (1) 空調設備設計
- (2) 現地調査
- (3) 設計図面作成
- (4) 工事積算
- (5) 工事工程表作成

3 対象施設及び設置場所

大刀洗勤労者体育センター : 三井郡大刀洗町大字本郷 625 番地 1
鉄筋コンクリート造

- | | |
|-------------------|--|
| (1) アリーナ (体育室) | 面積 : 1,388.0 m ² (うちステージ部分 : 117 m ²) |
| (2) 卓球場 (トレーニング室) | 面積 : 130.0 m ² |
| (3) 事務室 | 面積 : 13.5 m ² |
| (4) 玄関ホール・ロビー | 面積 : 306.5 m ² |

4 設計と条件

- ・空調方式は設置場所に合った方式を提案する

5 設計内容

(1) 空調設備設計

ア 空調設備設計

空調負荷計算、設備容量及び設備効率化 (台数制御、系統分け) の比較及び検討すること。

イ 空調システム設置方法の検討

空調機の設置箇所及び設置方法等の比較及び検討すること。

ウ 電気設備工事 (受変電設備及び幹線設備改修等)

エ 配管、基礎及びフェンス工事 (地震等転倒対策防止を検討すること。)

オ 室外機の配置検討

空調室外機の設置箇所について検討すること。

カ 室内機の設置箇所及び方法の検討をすること。

(2) 空調機設置設計に付随する改修設計

ア 仮設計画

イ 騒音・振動対策の検討

ウ 料金調整システム

徴収方法は発注者と調整し、設計に反映すること。

エ 上記の他必要な工事

(3) 本業務を遂行するために必要な各設備の仕様及び諸条件の調査

(4) 留意事項

ア 機器設置状況、配管スペースの可否、仕上げ材の仕様など施設内の現況を十分に把握したうえで設計を行い、施工時に支障がないようにすること。

イ 各設備の設置については、関係者の意見を十分に反映させること。

ウ 設計内容は機器の仕様を含め、安全性、使いやすさ及び環境（騒音・振動対策を含む）に配慮したものとする。

エ 利用者の安全を第一に考え、工程、機器の搬入方法を検討した設計を行うこと。

オ 各機器のメーカーに納期状況のヒアリングを行い、監督員に報告し、工程表へ反映すること。

6 設計納期及び検査

(1) 設計納期は、契約締結の翌日から令和8年11月30日までとする。

(2) 完了時に発注者の検査員による成果品の検査を受けること。なお、完了検査受検前に全ての成果品を提出し、監督員の承認を得ること。

(3) 成果品の検査に合格後、提出図面等一式を納品して業務の終了とする。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）による。

1. 要求設計図書

- (1) 設計図書の作成は、「9. 成果物」(1), (2)のうち町にて指示する設計図書とする。
- (2) 提出図書は、「10. 提出図書」(1), (2)のうち町にて指示するものとする。
- (3) 図面は、町の指示する図面ファイルに収納して提出する。

2. 設計期間

設計期間は、検図後の訂正期間を含む終了時点とする。

3. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- ・

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- b. 積算業務は、設計担当職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- a. 業務着手時
- b. 設計担当職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- c. その他（)

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

	年版等 (最新版使用のこと)
a. 建築	
・官庁施設の総合耐震計画基準	()
・官庁施設の総合耐震診断・改修基準	()
・建築工事設計図書作成基準	()
・敷地調査共通仕様書	()
・公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	()
・建築設計基準及び同解説	()
・建築改修設計基準及び同解説	()
・建築構造設計基準及び同解説	()
・建築鉄骨設計基準及び同解説	()
・建築工事標準詳細図	()
・擁壁設計標準図	()
・構内舗装・排水設計基準	()
・表示・標識標準	()
・環境配慮型官庁施設設計基準	()
・省エネルギー建築設計指針	()
・公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)	()
・	()
・	()
b. 建築積算	
・国土交通省建築工事積算基準	()
・建築数量積算基準・同解説	()
・	()
c. 設備	
・官庁施設の総合耐震設計基準	()
・官庁施設の総合耐震診断・改修基準	()
・建築設備計画基準・同要領	()
・建築設備設計基準・同要領	()
・建築設備図書作成基準	()
・公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)	()
・電気設備工事標準図	()
・公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)	()
・機械設備工事標準図	()
・排水再利用・雨水利用システム設計基準	()
・建築設備耐震設計・施工指針	()
・建築設備設計計算書作成の手引	()
・環境配慮型官庁施設設計指針	()
・省エネルギー建築設計指針	()
・	()

c. 設備積算

- ・国土交通省建築工事積算基準 ()
- ・建築設備数量積算基準・同解説 ()
- ()

(4) 成果物の提出場所 (大刀洗町役場 生涯学習課)

5. 設計図書の作成要領 (下記のうち必要とする物は設計担当職員と打合せによる)

- (1) 設計図書は、各工事別 (建築工事、電気工事、管工事、黒板工事等) 及び各工区別 (町で指示する工区) に分類・作成し、それぞれ別に入札できるように作成する。
- (2) 設計図書は、図面、建築構造書、工事費内訳明細書及び特記仕様書を町の指示する書式により作成する。工事費内訳には、積算の拾い出し原稿、特殊なものについては専門メーカー等の見積書も併せて提出する。
- (3) 図面用紙は、トレーシングペーパーを使用し、大きさはA2判とし図面判は右下隅に統一する。(設計担当職員に確認のこと)
- (4) 提出図面をインクで打ち出す場合は、容易に修正できるものとする。
- (5) 設計図書をCADで作成する場合はデータを併せて提出するものとし、保存形式及びレイヤー構成等については、業務着手時に設計担当職員と協議を行う。

6. 設計上の留意事項 (下記のうち必要とする物は設計担当職員と打合せによる)

- (1) 実施設計にあたっては、綿密なる現地調査の上、事前に関係官庁、上水、電力、ガスの供給者及び水利権者等との打合せを行い、関係諸法規を厳守し、工事着手後において設計内容の変更等を生じないよう特に留意する。
- (2) 増改築等に伴って既存部分の防火区画、避難施設器具及び消防施設等が必要な場合は、すみやかに設計担当職員に報告し、指示をうける
- (3) 水の再利用施設については、県の技術基準による。ただし、各市町村で上乘せ基準等を作成している場合はそれによる。
- (4) 高齢者、身体障害者等に対する設計上の考慮は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年)「福岡県福祉のまちづくり条例」(平成10年)及び関係市町村の条例等によるほか、設計担当職員の指示をうけ十分に留意する。(略称:「ハートビル関連法」)
- (5) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和54年)の対象建築物に該当する場合、省エネルギー計画書を提出のこと。なお、建築設備が分離委託の場合、エネルギー消費係数(CEC)は設備にて算出し、計画書は建築にてとりまとめのこと。(略称:「省エネ法」)
- (6) 前年度からの継続工事の場合は、前年度設計を標準としてこれにならない、将来計画を考慮に入れて設計を行う。
- (7) 建物の構造、仕上げ、取付家具等は、町の標準設計がある場合は、それにならない。特に構造、意匠に変更を要する場合は設計担当職員と協議し、承諾を得る。

- (8) 平面図、矩計図が完成した時は、中間の打合せを行い、承諾を得て次の工程に移る。
- (9) コンクリートの設計強度は、指示なき場合は原則として、 $F_c = \quad / \text{mm}^2$ を使用する。その他のものを使用するときは、設計担当職員の承認を受ける。
- (10) 敷地調査は町において実施した資料を提示する。提示しない場合は、受託者で資料を調査・収集する。
- (11) 関係官庁への諸手続は受託者が行う。
- (12) 一括発注物件については、建築単独工事においては設備工事分を、設備単独工事においては建築工事分を適切に設計を行うこと。

7. その他（下記のうち必要とする物は設計担当職員と打合せによる）

- (1) この設計の著作権の帰属は、著作権法の定めるところに従い、受託者又は町及び受託者の共有に帰属する。
- (2) 設計受託者は、委託業務により知り得た事項について、秘密を守り、他にもらさない。
- (3) 工事实施に当たり、各部の納まり及び設計内容上の疑義及び変更が生じた場合、設計受託者は十分な回答指導を行う。**（設計変更が伴う場合は、設計図書の変更作成（成果品作成）を含むものとする。）**
- (4) 業務完了後も必要に応じ、前記のことについて現場指導を町より受託者に求められた場合、受託者は現地において立会指導する。
- (5) 建築と設備の設計を一括して受託する場合において、その業務の一部を他の設計事務所へ委託するときは原則として県指名登録を受けた事務所とする。
- (6) 建築と設備の設計を分離して設計事務所が受託する場合は、設備の設計について建築設計事務所は、総合調整を行う。
- (7) 積算業務に際しては、建築積算資格者の適切な活用に努める。

8. 提出書類（下記のうち必要とする物は設計担当職員と打合せによる）

- (1) 受託者は、委託契約締結後7日以内に、業務主任技術者を定め、業務工程表を添えた業務着手届を提出する。
- (2) JV受託者は、協定書を提出し、責任体制を明確にする。
- (3) 受託者は、委託契約締結後7日以内に、建築（意匠、構造、積算）、電気、機械（空調、衛生）の設計区分ごとに実務担当者を定め、設計実務担当者届を3通提出する。業務の一部を他に委託する場合は、その旨を明記し、係員の承諾を受ける。
- (4) 受託者は、業務完了後にただちに業務完了届を提出する。

9. 成果物

実施設計 【電気設備】（下記のうち必要とする物は、設計担当職員と打合せによる）

	要求図書	成果物(発注単位※毎)	縮尺	摘要
電 気 設 備	一般業務	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書 ・施工区分表 ・敷地案内図 ・配置図 ・各系統図 ・各結線図 ・受変電操作盤関係図 ・各幹線平面図 ・各電灯・コンセント平面詳細図 ・照明器具姿図 ・各弱電平面図 ・各弱電系統図 ・屋外付帯設備関係図 ・その他設備関係図 ・各種計算書 ・設計計画書 ・工事費内訳明細書 ・積算数量算出書、見積書 ・打合せ議事録 ・省エネ法関係計算書 ・ ・ 	<p style="text-align: center;">適宜</p> <p>1/200、1/300</p> <p style="text-align: center;">適宜</p> <p style="text-align: center;">適宜</p> <p>1/10～1/50</p> <p>1/50、1/100</p> <p>1/10～1/50</p> <p>1/2～1/10</p> <p>1/50、1/100</p> <p style="text-align: center;">適宜</p> <p>1/10～1/200</p> <p style="text-align: center;">適宜</p> <p style="text-align: center;">CD-R</p> <p style="text-align: center;">A 4 版</p> <p style="text-align: center;">A 4 版</p>	<p>(電気・昇降機・電波障害防除)</p> <p>幹線及び盤間</p> <p>単線結線図、展開結線図(制御系統)</p> <p>主要機器配置姿図、盤面配置ビット図等</p> <p>電灯、動力、弱電、その他</p> <p>配線、配管、配置、その他施工仕様</p> <p>特記させるものに限る</p> <p>火報、放送、電話、インターホン、共聴、防災その他</p> <p style="text-align: center;">同上</p> <p>配管配線、配置、架設、装柱、布設ピット、マンホール</p> <p>自家発、避雷、構内交換、電気時計、中央監視、防犯、昇降機、搬送機その他</p> <p>照度、幹線、変圧器その他</p> <p>受変電、弱電、防災、幹線その他</p> <p>営繕積算システムRIBC（(財)建築コスト管理システム研究所）による</p> <p>関係部署、官公庁及び建築、機械との取合い (法対象建築物のみ)</p>
				追加業務

※ 発注単位については、設計担当職員と打ち合わせのうえ決定する。

9. 成果物

実施設計 【機械設備】（下記のうち必要とする物は設計担当職員と打合せによる）

		要求 図書	成果物(発注単位※毎)	縮尺	摘要
機 械 設 備	一 般 業 務	必要なもの (指示するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書 ・施工区分表 ・敷地案内図 ・配置図 ・系統図 ・機器一覧表 ・平面図 ・詳細図 ・屋外付帯設備関係図 ・その他設備関係図 ・各種計算書 ・設計計画書 ・工事費内訳明細書 ・積算数量算出書、見積書 ・打合せ議事録 ・省エネ法関係計算書 	<p style="text-align: center;">適宜</p> <p>1/200、1/300</p> <p style="text-align: center;">適宜</p> <p style="text-align: center;">適宜</p> <p>1/100、1/200</p> <p>1/10～1/50</p> <p>1/10～1/200</p> <p style="text-align: center;">適宜</p> <p style="text-align: center;">CD-R</p> <p style="text-align: center;">A 4 版</p> <p style="text-align: center;">A 4 版</p>	<p>(空調・給排水衛生ガス・浄化槽)</p> <p>各種配管、ダクト、自動制御その他</p> <p>機械室、便所、各機器廻り複線その他</p> <p>配管、配置、布設ヒット、マンホール</p> <p>排煙、厨房機器、ガス、尿尿浄化槽、さく井、特殊その他</p> <p>給水、消火、空調負荷、換気、受水槽その他</p> <p>給排水、給湯、揚水、消火、熱源、冷温水、ダクトその他</p> <p>営繕積算システムRIBC（(財)建築コスト管理システム研究所）による</p> <p>関係部署、官公庁及び建築、電気との取合い (法対象建築物のみ)</p>
	備		<ul style="list-style-type: none"> ・防災計画書 ・各種技術資料 ・ () ・ () ・ () 		

※ 発注単位については、設計担当職員と打ち合わせのうえ決定する。

10. 提出図書

(下記のうち必要とする物は設計担当職員と打合せによる)

実施設計-i

要求図書	成果物等	原図	陽面焼等	製本形態	摘要
◎	a. 建築 (意匠) ◎建築 (意匠) 設計図 ・確認申請書 ◎建築工事積算数量算出書 ◎建築工事積算数量調書 (内訳書) ・ ・	各1部 各1部 各1部 各1部	(1) 部 (1) 部 (1) 部 (1) 部	A 4 A 4 A 4 A 4	・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む
◎	b. 建築 (構造) ・建築 (構造) 設計図 ・構造計算書 ・	各1部 各1部	(1) 部 (1) 部	A 4 A 4	・CD-R等含む
◎	c. 電気設備 ◎電気設備設計図 ・昇降機設備設計図 ・電気設備設計計算書 ・昇降機設備設計計算書 ・確認申請書 ◎電気設備工事積算数量算出書 ◎電気設備工事積算数量調書 (内訳書) ・ ・	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	(1) 部 () 部 (1) 部 () 部 (1) 部 (1) 部 (1) 部	A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A 4	・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む
◎	d. 機械設備 ◎空気調和設備設計図 ・給排水衛生設備設計図 ・空気調和設備設計計算書 ・給排水衛生設備設計計算書 ・確認申請書 ◎機械設備工事積算数量算出書 ◎機械設備工事積算数量調書 ・ ・	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	(1) 部 () 部 (1) 部 () 部 (1) 部 (1) 部 (1) 部	A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A 4	・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む ・CD-R等含む

※ 「要求図書」欄◎印

10. 提出図書

実施設計- ii

要求図書	成果物等	原図	陽画焼	製本形態	摘要
	e. その他 ・日影図 ・透視図 ・模型 ・防災計画書 ・省エネルギー関係報告書 ・ハートビル関連法書類 ・ ・	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	() 部 () 部 () 部 () 部 () 部		
◎	f. 資料 ・各技術資料 ・各記録 ・CADデータ ・ ・	各1部 各1部 各1部	() 部 () 部 () 部		・CD-R等含む

※ CADデータの保存形式及びレイヤー構成等については、業務着手時に設計担当職員と協議する。

※ 提出図面の陽画焼き及び製本は、町の指定する業者とする。

※ 部数詳細については設計担当職員と協議のこと。

※ 「要求図書」欄◎印

要求図書	成果物等	サイズ	陽画焼	摘要
◎	g. 製本図等 ・青焼製本 (2つ折り) ・縮小青焼製本 (2つ折り) ・縮小第2原図 ◎竣工図製本 (2つ折り) ・ ・	A4版 A3版 A3版 A4版	() 部 () 部 () 部 (1) 部	A1丸焼より製本 工事完了後に原図修正後 ・CD-R (CAD及びPDF)

※ 「要求図書」欄◎印